

第9節 避難体制の整備

第1項	避難誘導体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課
第2項	避難所の整備及び周知	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 各施設所管課 <input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 土木課
第3項	学校・病院等における避難計画	<input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 施設管理者

【基本方針】

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全かつ的確に避難行動・活動が行えるよう必要な体制を整備しておくとともに、避難所・避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

第1項 避難誘導体制の整備

【計画目標】

地震・津波災害時における避難誘導体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準ずるが、地震発生直後の避難の勧告・指示の大部分は津波に対するものであるため、津波に対する避難の勧告等の基準に習熟しておくものとする。

また、特に次の点に留意する。

1. 避難誘導計画の作成と訓練

市は災害発生時において、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画をあらかじめ作成しておき、それに基づいた訓練を積極的に実施していく。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難の長期化について考慮しておくものとする。

- 1) 避難準備情報、避難勧告または指示等を行う基準、その伝達方法
- 2) 避難勧告等に係る権限の代行順位
- 3) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4) 避難所への経路及び誘導方法
- 5) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2. 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

- 1) 避難支援計画の策定

市は高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や

県が作成した「災害時要援護者支援対策マニュアル」（平成17年9月）等を参考としつつ、「行橋市避難行動要支援者支援計画」に則り、個別支援計画の策定に努める。

2) 地域住民等の連携

市は民生委員・児童委員や自主防災組織（自治会）をはじめとする地域住民の協力を得つつ、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等を行い、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

第2項 避難所の整備及び周知

【計画目標】

地震災害における避難所等の整備計画は、本項に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準ずる。

1. 避難所の整備・点検

(1) 整備・点検の留意点

市は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、避難単位、地形、災害に対する安全性（耐震性、津波浸水、危険物施設の位置）等及び想定される地震や津波の態様に応じ必要な数・規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。なお、必要と認める場合には避難路についても検討する。

避難所の整備・点検に際しては以下の点を考慮する。

- 1) アクセスが容易である。
- 2) 住民等が良く知っている施設等である。
- 3) 危険物施設等が近くにない。
- 4) 津波・浸水等の被害のおそれのない場所である。
- 5) 施設（耐震性・耐浪性がある）及び避難路が安全である。
- 6) 人員・物資の輸送車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している。
- 7) 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）。
- 8) 冷暖房設備の有無、バリアフリー化の状況（物理的障壁の除去が可能）。

(2) 福祉避難所の指定

市は、避難行動要支援者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

(3) 緊急避難施設の指定

周囲に高台等がない地域では、堅固な中高層建物の中・高層階や高架駅等を避難所に利用するため、施設所有者（管理者）に協力を求め、緊急避難施設としての指定に努める。

2. 避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と避難所との間の連絡手段を確保するため、通信機器等による連絡手段の整備や伝達ルート多重化に努める。

(2) 施設等の整備

避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット等のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に配慮したパーティション等、避難所運営に必要な施設等の整備に努める。

(3) 避難所の管理・運営体制整備

- 1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、確実な避難所開設が行えるよう複数箇所での鍵管理体制を整備する。
- 2) 避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

(4) 地域の防災拠点としての機能の整備

市は、指定した避難所のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点としての機能を整備する。

3. 避難所の住民への周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障をきたしたといわれている。また、東日本大震災では住民が想像していなかった範囲に大津波が到達して広範囲が浸水（冠水）したため、避難所が長期孤立または使用不能の状況となるなどして、地域として統制のとれた避難収容活動ができなかった。そのため、市は、これらの災害の教訓を踏まえつつ、避難所について平常時から住民に対し以下の方法で周知徹底を図る。

- 1) 市の広報誌やホームページによる周知
- 2) 案内板等の設置による周知
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難所案内図
 - ウ. 避難所表示板
 - エ. 災害の態様に応じた避難所の使用適性
- 3) 防災訓練による周知
- 4) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- 5) 避難計画に基づく避難地図(防災マップ等)の作成、配布による周知
- 6) 自主防災組織等を通じた周知

第3項 学校・病院等における避難計画

【計画目標】

地震・津波災害における学校、病院等の避難計画は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準ずる。